
4508. 貨物確認情報訂正

業務コード	業務名
CPK	貨物確認情報訂正

1. 業務概要

「貨物確認情報登録（PKG）」業務により登録した貨物確認情報の訂正及び削除、「貨物確認情報終了登録（EPK）」業務後における貨物確認情報の追加を行う。

到着便名またはAWB番号の訂正を行う場合は、登録されている貨物確認情報を削除後、新たにPKG業務を行う必要がある。

なお、「AWB情報登録（輸入）（ACH）」業務または「AWB情報訂正（CAW）」業務（以下、AWB情報登録業務という。）が行われていないAWB番号の登録を行うことは出来ないため、AWB情報登録業務を行った後に本業務により追加登録する。

また、AWB情報登録業務において、誤った到着便名、AWB番号で登録された場合は、本業務による訂正は出来ないため、航空会社によるCAW業務にて訂正を行う。

（1）訂正

AWB情報登録業務及びPKG業務が行われ、かつ不突合となった貨物確認情報に対して訂正が可能である。

（2）削除

PKG業務がAWB情報登録業務に先行して行われ、かつAWB情報登録業務が行われるまでの間、貨物確認情報の削除が可能である。

（3）追加

AWB情報登録業務が本業務に先行して行われている場合に追加登録が可能である。

2. 入力者

税関*1、航空会社、通関業*1、機用品業*1、混載業*1、保税蔵置場

（*1）他所蔵置許可貨物の搬入の場合のみ

3. 制限事項

- ① 1業務で入力可能なAWB件数は、最大10件とする。
- ② 1到着便で登録可能なAWB件数は、最大500件とする。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ① システムに登録されている利用者であること。
- ② 他所蔵置貨物を入力する場合は、入力された他所蔵置場の管轄税関または他所蔵置許可申請者であること。
- ③ 入力者が保税蔵置場の場合は、システムに空港保税蔵置場として登録されている保税蔵置場の管理者であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（3）輸入便情報DBチェック

- ① 入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報DBに存在すること。
- ② 入力されたAWB番号が登録されていること。
- ③ 入力者が航空会社の場合は、AWB情報登録業務またはPKG業務を実施した利用者と同一であること。

- ④ULD収容の他空港向一括保税運送貨物である旨の入力がされた場合は、AWB情報登録業務により、その旨が登録されていること。
- ⑤入力された到着便名に対して、取卸した保税蔵置場がシステムに登録されている制限値を超えないこと。
- ⑥追加の場合は、入力されたAWB番号に対してPKG業務または本業務が行われていないこと。ただし、「ULD引取情報登録（UDA）」業務が行われている場合を除く。
- ⑦訂正の場合は、入力されたAWB番号に対してAWB情報登録業務及びPKG業務が既に行われ、不突合であること。
- ⑧削除の場合は、入力されたAWB番号に対してAWB情報登録業務が行われていないこと。
- ⑨不突合情報に出力された不突合の種類と入力された訂正理由コードについて、下記の条件を満たしていること。

【不突合及び未突合種類と意味】

不突合及び未突合種類		説明
SHORT	不突合	AWB情報登録業務で登録された到着個数よりPKG業務で登録された確認個数が少ない場合
OVER	不突合	AWB情報登録業務で登録された到着個数よりPKG業務で登録された確認個数が多い場合
MSAW	未突合	PKG業務のみ行われ、AWB情報登録業務が行われていない場合
MSCA	未突合	AWB情報登録業務のみ行われ、PKG業務またはCPK業務が行われていない場合（ULD収容の仮陸揚貨物、機移し貨物または他空港向一括保税運送貨物を除く）
WGT ^{*2}	不突合	AWB情報登録業務で登録された到着重量とPKG業務で登録された確認重量が一致しない場合

(*2) 不突合の種類の「WGT」と「SHORT」または「OVER」が重複した場合は、「SHORT」または「OVER」を優先する。

【不突合または未突合種類と訂正理由コードの対応】

不突合または未突合種類 訂正理由コード	SHORT	OVER	MSAW	MSCA	WGT
MST (入力ミス)	○	○	○ ^{*3} (削除)	○ ^{*4} (追加)	○ ^{*5}
MSC (ミスカウント)	○	○			

(*3) AWB番号と訂正理由のみ入力可

(*4) PKG業務と同じ入力方法

(*5) 重量のみ入力可

(4) 輸入貨物情報DBチェック

(A) 訂正の場合（訂正理由コード：MST、MSC）

- ①入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
- ②PKG業務を行った利用者と本業務の入力者が同一であること。

- ③他所蔵置の旨の入力がされた場合は、他空港向一括保税運送貨物または航空会社保税蔵置場向け社用品でないこと。
 - ④他所蔵置の旨の入力がされた場合は、PKG業務において他所蔵置の旨の登録がされていること。
 - ⑤本業務により入力された個数とAWB情報登録業務で登録された個数が等しいこと。
 - ⑥本業務により入力された重量とAWB情報登録業務で登録された重量が等しいこと。ただし、1キログラム以内の差異は突合とする。なお、重量単位がポンドの場合は、キログラムに変換後、チェックを行う。
 - ⑦「許可・承認等情報登録（輸入保税）（PCH）」業務により貨物手作業移行登録がされていないこと。
 - ⑧入力されたAWB番号及び到着便名に対して、UDA業務が実施されていないこと。
- (B) 削除の場合（訂正理由コード：MST）
- ①入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
 - ②PKG業務を行った利用者と本業務の入力者が同一であること。
 - ③他所蔵置の旨の入力がされた場合は、PKG業務において他所蔵置の旨の登録がされていること。
 - ④PCH業務により貨物手作業移行の登録、貨物の移動差止登録がされていないこと。
- (C) 追加の場合（訂正理由コード：MST）
- ①入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。
 - ②ULDとして登録する場合は、その旨が登録されていること。
 - ③入力された到着便名に対して、すでにPKG業務または本業務により貨物確認情報が登録されていないこと。ただし、UDA業務が行われている場合を除く。
 - ④ULD收容の他空港向一括保税運送貨物の場合は、運送先の空港保税蔵置場を管理している利用者であること。
 - ⑤PCH業務により貨物手作業移行登録が行われていないこと。
 - ⑥ULD收容の仮陸揚貨物または機移し貨物でないこと。
 - ⑦他所蔵置の旨の入力がされた場合は、他空港向一括保税運送貨物及び航空会社保税蔵置場向け社用品でないこと。
 - ⑧入力された個数とAWB情報登録業務で登録された個数が等しいこと。ただし、UDA業務が行われている場合を除く。
 - ⑨入力された重量とAWB情報登録業務で登録された重量が等しいこと。ただし、1キログラム以内の差異は突合とする。なお、重量単位がポンドの場合は、キログラムに変換後、チェックを行う。なお、UDA業務が行われている場合を除く。
 - ⑩ULD收容の他空港向一括保税運送貨物の場合は、「保税運送申告（一括）（GOL）」業務が行われており、保税運送承認済である、包括保税運送承認に係る個別運送であるまたは特定保税運送であること。
 - ⑪当該到着便情報が未突合であること。
 - ⑫UDA業務が行われている場合、入力者はULD引取情報に登録されている取卸保税蔵置場の管理者であること。
 - ⑬UDA業務で仕分けられたULDインタクト貨物に対する入力の場合は、UDA業務及びAWB情報登録業務が行われていること。
 - ⑭UDA業務で仕分けられたULDインタクト貨物に対する入力の場合は、特殊貨物記号の入力がないこと。
 - ⑮UDA業務で仕分けられたバラ貨物に対する入力の場合は、UDA業務で仕分けられたULDインタクト貨物に対して本業務または「貨物確認情報訂正（CPK）」業務が行われていること。
 - ⑯UDA業務が行われている場合は、ULD引取情報と個数、重量（入力された場合のみ）が等しいこと。ただし、重量の1キログラム以内の差異はエラーとしない。

⑰UDA業務で仕分けられたバラ貨物に対する入力の場合は、貨物確認情報のULDインタクト分量とバラ分量の合計と、AWB情報の重量が等しいこと。ただし、1キログラム以内の差異の場合はエラーとしない。

⑱入力された到着便名に対して「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務または「混載貨物確認情報訂正（CHP）」業務が行われている場合は、HPK業務またはCHP業務を行った保税蔵置場と一致すること。

⑲貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の本申告起動後、貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告後または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（U申告またはS申告）の本申告起動後の場合で、かつスプリット2便目以降に関する本業務が実施された場合は、以下のチェックを行う。

- ・輸入許可がされていること。
- ・本業務により搬入する保税蔵置場と輸入許可となった保税蔵置場が一致すること。

（5）他所蔵置許可申請者チェック

追加の場合で、かつ他所蔵置の旨の入力がされた場合は、以下のチェックを行う。

（A）入力が税関の場合で、入力されたAWB番号に対する他所蔵置管理情報が輸入貨物情報DBに存在する場合は、入力された他所蔵置場所に対して、他所蔵置許可申請中でないこと。

（B）入力が税関以外の場合は、以下のすべての条件を満たしていること。

- ①入力された他所蔵置場所に対して許可済であること。
- ②入力が他所蔵置許可申請者である。

5. 処理内容

（1）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（2）輸入便情報DB処理

（A）訂正の場合（訂正理由コード：MST、MSC）

- ①入力されたAWBに係る情報を訂正する。
- ②突合の旨を登録する。

（B）削除の場合（訂正理由コード：MST）

- ①入力されたAWBに係る情報を取り消す。
- ②入力された到着便名に対するすべてのAWBが取り消された場合は、輸入便情報を削除する。

（C）追加の場合（訂正理由コード：MST）

- ①入力されたAWBに係る情報を登録する。
- ②突合の旨を登録する。ただし、UDA業務で仕分けられたULDインタクト貨物の場合は、不突合の旨を登録する。

（3）輸入貨物情報DB処理

（A）訂正の場合（訂正理由コード：MST、MSC）

- ①入力された個数及び重量を登録する。
- ②突合の旨を登録する。
- ③後述の「全量到着済処理」結果を登録する。

（B）削除の場合（訂正理由コード：MST）

（a）以下のいずれかの条件を満たす場合は、PKG業務により登録された情報を無効にする。

- ①予備申告（Z申告、T申告、J申告、U申告またはS申告）の登録がされている。

- ②MAWBである。
- ③スプリット貨物で、かつ入力された到着便以外の到着便情報が存在する。
- ④AWB予備情報またはULD引取情報が登録されている。
- ⑤「他所蔵置許可申請（TZC）」業務による他所蔵置許可申請情報が登録されている。

(b) 上記 (a) 以外の場合は、輸入貨物情報を削除する。

(c) 追加の場合（訂正理由コード：MST）

- ①貨物確認情報を登録する。
- ②突合の旨を登録する。ただし、UDA業務で仕分けられたULDインタクト貨物の場合は、不突合の旨を登録する。
- ③ULD収容の他空港向一括保税運送貨物の場合は、搬入情報も併せて登録する。
- ④到着即時輸入申告扱いの予備申告（航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（S申告）の登録がされている場合で、本申告起動前に通関予定蔵置場に係る本業務が入力された場合は、予備申告（本申告自動起動）（Z申告）を行う旨に変更する。
- ⑤後述の「全量到着済処理」結果を登録する。

(4) 輸出貨物情報DB処理

入力されたAWBが仮陸揚貨物で、かつULDでない場合で、訂正または追加の場合（訂正理由コード：MST、MSC）は、入力されたAWB番号に対する輸出貨物情報DBについて、入力された個数及び重量を登録する。ただし、税関未確認事故貨物の場合は、許可個数の更新は行わない。

(5) 重量換算処理

入力重量の単位がポンドの場合は、キログラム単位への換算を行う。

①換算式

$$\text{入力重量} \times 0.45359$$

(1ポンド=0.45359キログラムとする)

②端数処理

小数点以下2位を切り上げ、小数点以下1位が5以下の場合は5とし、6以上の場合は整数位1位へ切り上げ、小数点以下第1位は0とする。

(例) 10.46 → 10.5
10.56 → 11.0

(6) 突合処理

訂正または追加の場合に、AWB単位に以下の突合処理を行う。

(A) 突合対象項目

- ①個数
- ②重量（本業務で重量が入力された場合に突合項目となる。なお、本業務で入力された重量単位がポンドの場合は、キログラムに変換後に突合を行う。）

(B) 突合方法

- ①AWB情報登録業務で登録された個数と一致すること。
- ②本業務で重量が入力されている場合は、AWB情報登録業務で登録された重量と一致すること。ただし、1キログラム以内の差異は、突合とする。

(7) 全量到着済処理

以下の条件を満たした場合は、全量到着済とする。（ただし、マル仮貨物及び仮・仮貨物の場合を除く）

- ①総個数と到着個数合計が等しい。
- ②全ての到着便が突合済である。
- ③総個数と到着個数合計が等しくない場合は、到着便が30便である。

(8) 本申告自動起動処理

予備申告（本申告自動起動）（Z申告）の旨が登録されている場合で、以下の条件を満たした場合は、入力されたAWB番号に対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

- ①予備申告の時に登録された通関予定蔵置場にAWBが全量蔵置されていること。
- ②突合済であること。
- ③スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

(9) 輸入畜産物検査申請自動起動処理

輸入畜産物検査申請（到着後申請自動起動）の旨が登録されている場合で、以下の条件を満たした場合は、入力されたAWB番号に対する輸入畜産物検査申請（到着後申請）を自動起動する。

- ①突合済であること。
- ②スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

(10) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については、「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
分割貨物完了情報	全量到着済となった場合	各到着空港で最初のAWB情報登録業務を行った航空会社
搬入状況通知情報（輸入）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 突合済である (2) 税関届出を必要とする事故貨物が存在する	入力者（税関の場合は除く）
		AWB情報登録業務を行った航空会社
		取卸港の管轄税関（監視担当部門）
		本業務を行った空港保税蔵置場を管轄する税関（保税担当部門）
訂正（保留）控情報A	なし	入力者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が航空会社である (2) 空港保税蔵置場への取卸しである	AWB情報登録業務を行った航空会社 取卸保税蔵置場
訂正（保留）確認情報A	空港保税蔵置場搬入貨物の場合	取卸港の管轄税関（監視担当部門）
		本業務を行った空港保税蔵置場を管轄する税関（保税担当部門）
	ULD収容の他空港向一括保税運送貨物の場合	取卸港の管轄税関（監視担当部門）
		本業務を行った空港保税蔵置場を管轄する税関（保税担当部門）

情報名	出力条件	出力先
STP貨物搬入確認情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 突合済である (2) STP貨物が存在する	保税蔵置場の管轄税関 (保税担当部門)
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 突合済である (2) STP貨物が存在する (3) 本業務を行った入力者の管轄税関と貨物の移動差止登録を行った税関が異なる	貨物の移動差止の登録を行った税関 (保税担当部門)
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) ULD収容貨物である (2) 突合済である (3) STP貨物が存在する (4) 発送場所の管轄税関と貨物の移動差止登録を行った税関が異なる	発送場所の管轄税関 (保税担当部門)
保税関係確認情報	税関届出用特殊貨物記号の入力がされているAWBが存在する場合	保税蔵置場の管轄税関 (保税担当部門)
STP貨物解除通知情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 突合済である (2) STP貨物が存在する (3) 削除表示が設定された	貨物の移動差止の登録を行った税関 (保税担当部門)
他所蔵置搬入確認情報 (輸入)	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 他所蔵置貨物が存在する (2) 入力者が税関以外である	保税蔵置場の管轄税関 (保税担当部門)